

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さまへ

人間ドック等の費用の一部を助成します

国民健康保険または、後期高齢者医療に加入している方には、人間ドックなどの健診費用の一部を助成します。なお、助成を受けるためには、あらかじめ役場生活健康課で申請が必要です。



1. 対象の条件

▶「国民健康保険」加入者

- ①申請時、1年以上川根本町の国民健康保険に加入している20歳以上の人
- ②国民健康保険税を完納している人

▶「後期高齢者医療保険」加入者

- ①川根本町に住所があり、後期高齢者医療に加入している人
- ②後期高齢者医療保険料を完納している人
- ③年度内に、ほかの医療保険が実施する人間ドックなどの助成や後期高齢者医療健康診査を受けていない人

2. 申し込み方法

- ①受診を希望する健診機関に、直接ご自身で予約してください。
- ②予約がとれたら、“受診する日の14日前までに”役場生活健康課で申請をしてください。

【申請場所】▷生活健康課・町民室(本庁)、▷住民生活室(総合支所)

【申請するときの持ち物】保険証、印鑑

3. 受診方法

- ①申請後、受診日の1週間前に「受診証」を送付いたします。
- ②送付された「受診証」を持って、予約した健診機関でドックを受診してください。
- ③受診当日、「受診証」に記載された自己負担金を健診機関にお支払いください。

【人間ドックの主な検査項目】

身体測定、血圧測定、心電図、尿検査、血液検査、視力検査、眼圧検査、眼底検査、聴力検査、肺機能検査、胸部X線検査、消化管検査、超音波検査など。

【脳ドックの主な検査項目】

MR I 検査(脳の断層撮影)、MR A 検査(脳の血管撮影)、心電図、血圧、血液検査、尿検査、胸部X線検査など。

【健診機関一覧】

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

健診機関名	1泊ドック 自己負担額	日帰りドック 自己負担額	脳ドック 自己負担額
静岡厚生病院(静岡市) ☎054(272)1466	18,900円	11,400円(バリウム) 12,900円(胃カメラ)	単独受診 11,750円 同時受診 8,900円
藤枝市立総合病院(藤枝市) ☎054(646)1117	—	11,100円(バリウム) 12,000円(胃カメラ)	—
市立島田市民病院(島田市) ☎0547(35)1601	19,730円	11,400円(バリウム) 12,350円(胃カメラ)	単独受診 6,000円 同時受診 6,000円
聖隷予防検診センター(浜松市) ☎0120(938)375	19,850円(1人部屋) 19,250円(2人部屋)	12,000円(バリウム) 13,650円(胃カメラ)	単独不可 同時受診 14,250円
藤枝平成記念病院(藤枝市) ☎054(646)6181	—	11,100円(バリウム) 11,700円(胃カメラ)	単独受診 11,050円 同時受診 9,500円
総合健診センターヘルスポート(藤枝市) ☎054(636)6460	—	12,000円(バリウム) 13,300円(胃カメラ)	単独受診 12,000円 同時受診 6,300円
聖隷健康サポートセンター(静岡市) ☎054(287)6722	—	12,000円(バリウム) 13,650円(胃カメラ)	単独受診 16,750円 同時受診 11,400円
西焼津健診センター(焼津市) ☎054(620)6085	—	11,000円(バリウム) 12,100円(胃カメラ)	単独受診 8,400円 同時受診 4,500円

※表で示した額は自己負担額。健診費用の約7割は、国民健康保険(後期高齢者医療保険)が助成します。

※健診機関によっては、検査内容により、金額が異なる場合がありますので、申込時に健診機関または役場生活健康課にご確認ください。



かんとう みき
神東 美希さん
エコツーリズム推進事業の地域コーディネーター。昨年度は5代目「緑のふるさと協力隊」として活躍。現本町まちづくり観光協会勤務。愛媛県出身。

地域コーディネーター神東美希の

エコツアー日記

川根本町の魅力をPRする
エコツーリズムネットワーク活動報告

問い合わせ 本町まちづくり観光協会内 かんとう みき 神東美希 ☎ (59) 2746

エコツアーの活動は「着地型観光」と呼ばれ、近年注目されている分野です。着地型観光とは「本来の観光用ではないもの＝新しいネタを使った観光」「ありのままの地域資源を活用した観光」のことです。

あまりに「観光、観光」というと、観光業に携わっていない人たちは「な～んだ、おらっちには関係ないら～」と思われるかもしれませんが、それは違います！「観光」とは魅力ある地域づくりのための手段に過ぎません。「観光のための地域づくり」ではなく、「魅力ある地域にするための観光」と捉えれば、各分野を飛び越えて新しいつながり（縦ではなく、横の）を生むことができますのです。

プログラム単体での収益は少なくても、思わぬ波及効果があるのも着地型観光の特徴です。例えば「お茶摘み体験」。お茶摘みをした人は必ず生産地のお茶を買い、ファンになってくれます。その人が自分の地域に戻って宣伝してくれるたりもするでしょう。つまり、お茶のPR・物販効果が大きいのです。お客様の生の声を聞くことで、生産者の意識向上にもつながります。

しかし、着地型観光に取り組むには根気が必要です。一度に受け入れできる人数はせいぜい30人程度だし、すぐに目に見える効果は期待できません。「地域をよくしたい!」という思いがなくては到底やっていけません。

だからこそ、地域間・業界間の垣根を越えて、仲間を増やし

たいのです。それが「地域コーディネーター」と呼ばれる私の役目だとも。キーワードは「無理なく、楽しみながら」。自分たちが楽しく活動していれば、誰かしら興味を持って寄ってきてくれるでしょう。

川根本町を元気にする「着地型観光」とやらを一緒にやってみませんか？携わった人みんなに「やってよかった」と思ってもらえるよう、全力でサポートします！



◀ 2月17日、エコツアーとしては初めての冬山トレッキングを開催しました

「川根のみきてい」が綴る「ブログ版 川根本町エコツアー日記」もお楽しみに！ <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

子育てで悩んだら、まずは、お電話ください！

お子さんや子育てに関する 悩みを一緒に考えます

「子ども・家庭110番」は、平成2年に静岡県が設置し、子どもの問題、親子関係等の家庭に関する問題、子育て全般について保護者が抱える悩み等に応える電話相談窓口です。

内容についての秘密は堅く守り、匿名での相談も受け付けます。

【子ども・家庭110番】

<中部地区>

- ▶ 電話番号 054 (273) 4152
- ▶ 相談時間 平日：午前9時～午後8時
土日：午前9時～午後5時
(祝日、年末年始はお休みです)

《平成25年度児童福祉週間》

「君がいる ただそれだけでうれしいよ」
期間 5月5日(日)～5月11日(土)

福祉課・福祉室 ☎ (56) 2224

土地の開発行為は「手続き」 が必要です！

町では、土地の開発行為(住宅や施設等の建築や建設)に対し、災害防止と生活環境を確保するため、必要な基準を定めています。

下記に該当する事業(＝土地利用事業)を実施する場合は、事業着手前に、あらかじめ町長の承認が必要となります。

【手続きの対象となる土地利用事業】

「施行区域の面積が1,000㎡以上で、以下に該当するもの」

- ▶ 道路や水路などを新設・廃止・移動することにより、土地の区画を変更するもの
- ▶ 切土や盛土、掘削等により、土地の形状を変更するもの
- ▶ 農地や山林など、宅地以外の土地を宅地にするもの

※土地の開発計画がある場合は、必要な手続きについて、まず役場へご確認ください。

企画課・環境室 ☎ (56) 2221